

那覇市子どもの権利条例(素案)に対する
市民意見募集(パブリックコメント)要領

概要

本市では、子どもが等しく権利を保障され、幸福に育ち、学び、生活できる社会を目指し、「那覇市子ども計画」を令和6年度に策定しました。しかし、現在の大人は子どもの頃に「子どもの権利」という概念が広まっていなかったため、その重要性への理解が十分ではなく、子どもを権利の主体として明確に捉える意識が根付いていない課題もあります。さらに、子ども自身も自分が権利の主体であることを理解していない状況があります。

そのような状況の中で、全ての子どもが、権利を保障され、健やかに成長できる社会の実現に向けて、条例制定に向けて取り組んでいるところです。

つきましては、「那覇市子どもの権利条例（素案）」を策定しましたので、下記の案について、市民の皆様からのご意見を募集します。

1 案件名

那覇市子どもの権利条例(素案)に対する市民意見の募集について

2 募集期間

令和7年12月5日(金)～令和8年1月5日(月) ※期限内必着

3 内容確認方法

- (1) 那覇市ホームページからダウンロード
- (2) 次の市公共施設での縦覧（土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分）
 - ア 那覇市子ども政策課（那覇市役所本庁舎3階）
 - イ 那覇市役所 市政情報センター（那覇市役所本庁舎1階閲覧コーナー）
 - ウ 各支所窓口（首里支所、真和志支所、小禄支所）※12月8日（月）午後から
 - エ なは市民協働プラザ（2階）※12月8日（月）午後から

4 意見提出様式・提出方法・提出先

(1) 提出様式

様式は自由ですが、意見提出者の氏名、郵便番号、住所及び平日の日中にご連絡が可能な電話番号を明記してください。※添付のご意見提出書をご参照ください。

(2) 提出方法・提出先

ア 直接提出：那覇市子ども政策課 那覇市役所本庁舎3階

受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時15分（土日祝日除く）

イ 郵送：〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 3階 那覇市子ども政策課

ウ FAX：098-917-0106

エ 電子メール：KM-SEI001@city.naha.lg.jp

(裏面につづく)

5 留意事項

意見提出に際し、以下の点について、あらかじめご了承ください。

- (1) 条例案については、今後の内部調整により、趣旨に影響しない範囲内での修正等を行う場合がございます。
- (2) 意見提出者の氏名、住所、電話番号のいずれかが未記入のご意見については、受付いたしかねますので必ずご明記下さい。なお、意見提出者の氏名、住所、電話番号につきましては、本意見募集以外の目的には使用せず、また、市の考え方公表時において公表されることはありません。
- (3) 提出されたご意見について、内容確認等のため、担当よりお電話させていただく場合がございます。平日日中（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に連絡可能な電話番号をご記入ください。
- (4) 電話や来所等による口頭でのご意見、匿名でのご意見については、受付いたしかねます。
- (5) 提出いただいたご意見に対し、個別での回答はいたしません。募集締め切り後に市の考え方とともに本市ホームページ等にて公表します。
- (6) 市の考え方の公表に際し、お寄せいただいたご意見の趣旨から外れないよう、ご意見を要約する場合がございます。また、複数の同趣旨のご意見がある場合、ご意見のまとまりごとに整理させていただく場合がございます。
- (7) 直接提出される場合、那覇市役所本庁舎の駐車場は有料となります。駐車場台数に限りがあることから、公共交通機関の利用にご協力ください。
- (8) 郵送による提出の場合、切手等の郵送に係る費用は提出者の負担となります。また、令和 8 年 1 月 5 日（月）必着とさせていただきます。
- (9) FAX 又は電子メールによる提出の場合、通信料等の提出に係る費用は提出者の負担となります。